

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

(佐賀県文書規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 所長 所の長(農林事務所地域農業改良普及センター長を含む。)をいう。</p> <p>(12)～(22) 略</p> <p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、事務局次長専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、推進監専決事項及び課長専決事項については「丁」、室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 所長 所の長(農林事務所地域農業改良普及センター長を含む、<u>博物館、九州陶磁文化館、美術館、名護屋城博物館及び佐賀城本丸歴史館</u>にあっては、常勤の館長又は統括副館長とする。)をいう。</p> <p>(12)～(22) 略</p> <p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、<u>次長専決事項</u>、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、推進監専決事項及び課長専決事項については「丁」、室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監</p>

改正前	改正後
監専決事項、マネージャー専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。	専決事項、マネージャー専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。

(佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正)

第2条 佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程(平成17年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																													
(勤務する場所及び担当事務)	(勤務する場所及び担当事務)																																													
第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関(以下「所属」という。)の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。	第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関(以下「所属」という。)の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属名</th> <th>勤務する場所</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県税事務所</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際課</td> <td><u>中華人民共和国香港特別行政区及び遼寧省瀋陽市</u></td> <td><u>現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>循環型社会推進課</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉課</td> <td><u>鳥栖市</u></td> <td><u>粒子線治療の普及に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>企業立地課</td> <td><u>東京都</u></td> <td><u>企業誘致に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			佐賀県税事務所	略		国際課	<u>中華人民共和国香港特別行政区及び遼寧省瀋陽市</u>	<u>現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。</u>	スポーツ課	略		略			循環型社会推進課	略		福祉課	<u>鳥栖市</u>	<u>粒子線治療の普及に関すること。</u>	企業立地課	<u>東京都</u>	<u>企業誘致に関すること。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属名</th> <th>勤務する場所</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県税事務所</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>循環型社会推進課</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			佐賀県税事務所	略		スポーツ課	略		略			循環型社会推進課	略	
所属名	勤務する場所	担当事務																																												
略																																														
佐賀県税事務所	略																																													
国際課	<u>中華人民共和国香港特別行政区及び遼寧省瀋陽市</u>	<u>現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。</u>																																												
スポーツ課	略																																													
略																																														
循環型社会推進課	略																																													
福祉課	<u>鳥栖市</u>	<u>粒子線治療の普及に関すること。</u>																																												
企業立地課	<u>東京都</u>	<u>企業誘致に関すること。</u>																																												
所属名	勤務する場所	担当事務																																												
略																																														
佐賀県税事務所	略																																													
スポーツ課	略																																													
略																																														
循環型社会推進課	略																																													

改正前			改正後		
流通・通商課	東京都	県産品の販路開拓に関するこ と。	流通・通商課	中華人民共和 国香港特別行 政区	現地における海外施策の総合調 整及び推進に関すること。

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第3条 佐賀県本庁決裁等規程(平成28年佐賀県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 組織規則第22条第2項に規定する<u>事務局次長</u>(以下「<u>事務局次長</u>」という。)</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) <u>歯科医療総括監</u></p> <p>(9) 略</p> <p>4～7 略</p> <p>(部長等の代決者)</p> <p>第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、肥前さが幕末維新博事務局にあっては事務局長があらかじめ指名する<u>事務局次長</u>又は当該事務を担当する推進監が、各部にあっては部長があらかじめ指名する副部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長が、出納局にあっては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</p>	<p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 組織規則第22条第2項に規定する<u>次長</u>(以下「<u>次長</u>」という。)</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>4～7 略</p> <p>(部長等の代決者)</p> <p>第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、肥前さが幕末維新博事務局にあっては事務局長があらかじめ指名する<u>次長</u>又は当該事務を担当する推進監が、各部にあっては部長があらかじめ指名する副部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長が、出納局にあっては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができ</p>

改正前	改正後																		
<p>2 情報統括監が専決することができる事務について、情報統括監が不在のときは、<u>情報・業務改革課長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 事務局次長又は副部長が専決することができる事務について、<u>事務局次長</u>又は副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長又は室長がその事務を代決することができる。</p> <p>7 略</p> <p>8 <u>歯科医療総括監</u>が専決することができる事務について、<u>歯科医療総括監</u>が不在のときは、<u>健康増進課長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p>9 略</p>	<p>る。</p> <p>2 情報統括監が専決することができる事務について、情報統括監が不在のときは、<u>情報課長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>次長</u>又は副部長が専決することができる事務について、<u>次長</u>又は副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長又は室長がその事務を代決することができる。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>																		
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務委任先</th> <th>委任する事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行命令に関する事務</td> <td>副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、<u>事務局次長</u>、副部長、副局長、政策総括監、<u>歯科医療総括監</u>、課長及び出納局長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>事務局次長</u> 、副部長、副局長、政策総括監、 <u>歯科医療総括監</u> 、課長及び出納局長	略		略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務委任先</th> <th>委任する事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行命令に関する事務</td> <td>副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、<u>次長</u>、副部長、副局長、政策総括監、課長及び出納局長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>次長</u> 、副部長、副局長、政策総括監、課長及び出納局長	略		略	
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容																	
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>事務局次長</u> 、副部長、副局長、政策総括監、 <u>歯科医療総括監</u> 、課長及び出納局長	略																	
	略																		
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容																	
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>次長</u> 、副部長、副局長、政策総括監、課長及び出納局長	略																	
	略																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>年次休暇等の願の処理に関する事務</td> <td>副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、<u>事務局次長</u>、副部長、副局長、</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>事務局次長</u> 、副部長、副局長、	略	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>年次休暇等の願の処理に関する事務</td> <td>副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、<u>次長</u>、副部長、副局長、政策総</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>次長</u> 、副部長、副局長、政策総	略												
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>事務局次長</u> 、副部長、副局長、	略																	
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>次長</u> 、副部長、副局長、政策総	略																	

改正前			改正後		
	政策総括監、 <u>歯科医療総括監</u> 、課長及び出納局長			括監、課長及び出納局長	
	略			略	
週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、事務局次長、副部長、副局長、政策総括監、 <u>歯科医療総括監</u> 、課長及び出納局長	略	週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>次長</u> 、副部長、副局長、政策総括監、課長及び出納局長	略
	略			略	
略			略		
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、事務局次長、副部長、副局長、政策総括監、 <u>歯科医療総括監</u> 、課長及び出納局長	略	休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>次長</u> 、副部長、副局長、政策総括監、課長及び出納局長	略
	略			略	
宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、事務局次長、副部長、副局長、政策総括監、 <u>歯科医療総括監</u> 、課長及び出納局長	略	宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、 <u>次長</u> 、副部長、副局長、政策総括監、課長及び出納局長	略
	略			略	

別表第3（第4条、第5条関係）

別表第3（第4条、第5条関係）

改正前					改正後				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略					略				
政策課	政策評価に関する事務	略			政策課	政策評価に関する事務	略		
政策課	国等への総合的な提案等に関する事務	略			政策課	佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事務			佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施に関すること
政策課	国等への総合的な提案等に関する事務	略			政策課	知事会に関する事務	知事会に関すること		知事会の事務を処理すること
政策課	国等への総合的な提案等に関する事務	略			政策課	国等への総合的な提案等に関する事務	略		
略					略				
企画課	県の重要施策の企画立案及びその推進に関する事務	略			企画課	県の重要施策の企画立案及びその推進に関する事務	略		
企画	知事会に関する事務	知事会に関すること		知事会の事務を処理す					

改正前					改正後				
課				ること					
企画課	九州地方行政連絡会議に関する事務	九州地方行政連絡会議に関すること		九州地方行政連絡会議の事務を処理すること					
企画課	東日本大震災の被災者支援に関する事務		東日本大震災の被災者支援の総合調整に関すること	東日本大震災の被災者支援の事務処理に関すること					
秘書課	栄典及び褒章に関する事務	略			秘書課	栄典及び褒章に関する事務	略		
略					略				
法務私学課	私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関する事務		1～6 略	1・2 略 3 私立学校法第11条の規定による委員候補者の推薦に関すること 4～6 略	法務私学課	私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関する事務		1～6 略	1・2 略 3～5 略
法務私学課					法務私学課	東日本大震災の被災者支援に関する事務		東日本大震災の被災者支援の総合調整に関すること	東日本大震災の被災者支援の事務処理に関すること
人	職員の任免、	略			人	職員の任免、	略		

改正前					改正後				
事課	配置換えその他の人事に関する事務				事課	配置換えその他の人事に関する事務			
略					略				
人事課	恩給、退隠料等に関する事務			1 略 2 <u>総務省人事・恩給局長の裁定に係る恩給に関すること</u>	人事課	恩給、退隠料等に関する事務			1 略 2 <u>総務大臣の裁定に係る恩給に関すること</u>
略					略				
人事課	職員録に関する事務	略			人事課	職員録に関する事務	略		
人事課	非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務	略			人事課	業務改革に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務	業務改革に関する基本方針及び総合調整に関すること		
略					略				
税政課	県税の賦課徴収に関する事務		<u>佐賀県税条例第9条の2第1項の</u>	1～6 略	税政課	県税の賦課徴収に関する事務	<u>佐賀県県税条例第9条の2第1項</u>		1～6 略

改正前					改正後				
			規定による 期限の延長 に関するこ と				の規定によ る期限の延 長に関する こと		
略					略				
資産 活用 課	庁舎の整備 等に関する 事務	略			資産 活用 課	庁舎の整備 等に関する 事務	略		
					資産 活用 課	県有施設の 計画的保全 に関する事 務		県有施設の 計画的保全 の総合調整 に関するこ と	県有施設の 計画的保全 の事務処理 に関するこ と
資産 活用 課	職員宿舎に 関する事務	略			資産 活用 課	職員宿舎に 関する事務	略		
略					略				
情報 ・業 務改 革	地域情報化 に係る施策 の企画、調整 及び推進に 関する事務	略			情報 課	地域情報化 に係る施策 の企画、調整 及び推進に 関する事務	略		

改正前				改正後			
課							
情報・業務改革課	行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務	略		情報課	行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務	略	
情報・業務改革課	業務改革に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務		業務改革に関する基本方針及び総合調整に関すること	情報課	先進的な情報通信技術を活用した施策に関すること	先進的な情報通信技術を活用した施策に関する基本方針及び総合調整に関すること	
さが創生推進課	地域総合整備資金に関する事務	略		さが創生推進課	地域総合整備資金に関する事務	略	
略				略			
さが創	地方拠点都市地域の整備及び産業	略		さが創	地方拠点都市地域の整備及び産業	略	

改正前				改正後			
生 推 進 課	業務施設の 再配置の促 進に関する 法律に関する 事務			生 推 進 課	業務施設の 再配置の促 進に関する 法律に関する 事務		
さ が 創 生 推 進 課	佐賀県ま ち・ひと・し ごと創生総 合戦略に関 する事務		佐賀県ま ち・ひと・し ごと創生総 合戦略の実 施に関する こと	さ が 創 生 推 進 課	地域住民の 生活に必要な 移動手段の 確保に関する 事務		地域住民の 生活に必要な 移動手段の 確保に関 する事務を 処理するこ と
さ が 創 生 推 進 課	移住支援に 関する事務	略		さ が 創 生 推 進 課	自家用有償 旅客運送に 関する事務		道路運送法 に基づく自 家用有償旅 客運送に関 する事務を 処理するこ と
略				略			
新	交通政策に	略		新	交通政策に	略	

改正前				改正後			
幹線・地域交通課	関する事務			幹線・地域交通課	関する事務		
新幹線・地域交通課	自家用有償旅客運送に関する事務		道路運送法に基づく自家用有償旅客運送に関する事務を処理すること				
新幹線・地域交通課	運転代行業に関する事務	略		新幹線・地域交通課	運転代行業に関する事務	略	
略				略			
又	国民体育大		国民体育大	又	国民体育大		国民体育大

改正前					改正後				
ポ ー ツ 課	会、全国障害 者スポーツ 大会等に関 する事務			会、全国障害 者スポーツ 大会等に係 る事務を処 理すること	ポ ー ツ 課	会、全国障害 者スポーツ 大会に關す る事務			会、全国障害 者スポーツ 大会に係る 事務を処理 すること
略					略				
県 民 協 働 課	特定非営利 活動法人に 関する事務		1 略 2 特定非 営利活動法 人の認定及 び仮認定に 関すること	1 ~ 5 略	県 民 協 働 課	特定非営利 活動法人に 関する事務		1 略 2 特定非 営利活動法 人の認定及 び特例認定 に關すること	1 ~ 5 略
略					略				
く ら し の 安 全 安 心 課	消費者行政 に関する事 務	消費者行政 の基本方針 に関するこ と	消費生活協 同組合の解 散命令及び 許可の取消 しに関する こと	1 ~ 26 略	く ら し の 安 全 安 心 課	消費者行政 に関する事 務	消費者行政 の基本方針 に関するこ と	消費生活協 同組合の解 散命令及び 許可の取消 しに関する こと	1 ~ 26 略 27 <u>消費者 安全法第45 条第1項の 規定に基づ く報告徴 収、立入調 査、質問及 び物品の集 取に関する こと</u>
略					略				
環 境	ストップ温 暖化県民運	略			環 境	ストップ温 暖化県民運	略		

改正前					改正後				
課	動推進会議 に関する事務				課	動推進会議 に関する事務			
					環境課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に関する事務			特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に関する事務の総合調整に関すること
原子力安全対策課	原子力安全対策に関する事務	略			原子力安全対策課	原子力安全対策に関する事務	略		
略					略				
有明海再生・自然	環境の保全と創造に関する条例に関する事務	1・2 略	1～4 略	1～7 略 8 自然環境保全地域普通地域内における行為の禁止、制限等を命ずること	有明海再生・自然	環境の保全と創造に関する条例に関する事務	1・2 略	1～4 略	1～7 略 8 自然環境保全地域普通地区内における行為の禁止、制限等を命ずること

改正前					改正後				
環境課				9・10 略	環境課				9・10 略
略					略				
福祉課	社会福祉法人及び社会福祉施設に関する事務		1～4 略	1～3 略 4 <u>社会福祉法第73条による寄附金募集を許可すること</u>	福祉課	社会福祉法人及び社会福祉施設に関する事務		1～4 略	1～3 略 4 <u>知事所轄社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認、変更の承認及び終了の承認に関すること</u>
略					略				
長寿社会課	社会福祉施設及び社会福祉法人に関する事務		1～4 略	1～3 略	長寿社会課	社会福祉施設及び社会福祉法人に関する事務		1～4 略	1～3 略 4 <u>知事所轄社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認、変更の承認及び終了の承認に関すること</u>
略					略				
障害	社会福祉施設及び社会		1～4 略	1～3 略	障害	社会福祉施設及び社会		1～4 略	1～3 略 4 <u>知事所</u>

改正前					改正後				
福祉課	福祉法人に関する事務				福祉課	福祉法人に関する事務			轄社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認、変更承認及び終了承認に関すること
略					略				
生活衛生課	食鳥処理に関する事務		1 指定検査機関に対する食鳥検査の委任及び委任の解除に関すること	1 ~ 3 略	生活衛生課	食鳥処理に関する事務		1 指定検査機関の指定及び指定の取消しに関すること	1 指定検査機関に関する認可に関すること 2 ~ 4 略
			2 食鳥検査の業務の適正な実施のための指定検査機関に対する措置に関する					2 食鳥検査の業務の休廃止の許可に関すること	
								3 食鳥検査の業務の適正な実施のための指定検査機関に対する命令に関する	

改正前					改正後				
			こと				こと		
	略					略			
こども未来課	児童の福祉に関する事務		1～9 略	1～14 略	こども未来課	児童の福祉に関する事務	1～9 略 10 指定保 育士養成施 設の指定に 関すること	1～14 略 15 指定保 育士養成施 設の指定に 係る申請書 の記載事項 の変更の承 認及び変更 の届出の受 理に関する こと 16 指定保 育士養成施 設の長から の報告の受 理に関する こと 17 指定保 育士養成施 設の長に対 し、報告を 求め、又は 指導するこ と 18 指定保 育士養成施	

改正前					改正後				
									設の帳簿書類その他の物件を検査すること
									19 知事所轄社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認、変更の承認及び終了の承認に關すること
略					略				
ものづくり産業課	産業デザインの振興に關する事務	略			ものづくり産業課	産業デザインの振興に關する事務	略		
					ものづくり産業	企業支援に係るものづくり人材の育成に關する事務			企業支援に係るものづくり人材の育成に關する事務を処理すること

改正前				改正後				
				業 課				
も の づ く り 産 業 課	電源三法に 基づく交付 金事業に関 する事務	略		も の づ く り 産 業 課	電源三法に 基づく交付 金事業に関 する事務	略		
略				略				
産 業 人 材 課	労働教育事 業に関する 事務	略		産 業 人 材 課	労働教育事 業に関する 事務	略		
産 業 人 材 課	労務管理の 改善指導に 関する事務			産 業 人 材 課	労務管理の 改善指導に 関する事務 を処理する こと			
産 業 人 材 課	職業能力の 開発計画に 関する事務	略		産 業 人 材 課	職業能力の 開発計画に 関する事務	略		
略				略				
流	国際経済に	略		流	国際経済に	略		

改正前				改正後			
通・通商課	関する事務			通・通商課	関する事務		
流通・通商課	県内企業の海外展開に関する事務		県内企業の海外展開支援に関すること				
流通・通商課	海外との経済交流に関する事務		海外との経済交流の推進に関すること				
経営支援課	中小企業の経営支援及び商業・サービス業に係る施策に関する事務	略		経営支援課	中小企業の経営支援及び商業・サービス業に係る施策に関する事務	略	
略				略			
農政企画	農産加工の振興に関する事務	略		農政企画	農産加工の振興に関する事務	略	

改正前				改正後			
課				課			
				農政企画課	農山漁村の振興に関する事務	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づく県基本方針の策定に関すること	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に係る事務処理に関すること
				農政企画課	外食産業及び食品産業との連携に関する事務		1 食品産業との連携及び情報の収集に関すること 2 地域食品産業の振興に関すること
生産者支援課	経営構造対策に関する事務	略		生産者支援課	経営構造対策に関する事務	略	
略				略			
生	中山間地域		1・2 略	生	中山間地域		1・2 略

改正前					改正後				
産 者 支 援 課	の農業の振 興に関する 事務		3 農山漁 村滞在型余 暇活動のた めの基盤整 備の促進に 関する法律 に基づく県 基本方針の 策定に関す ること	3 農山漁 村滞在型余 暇活動のた めの基盤整 備の促進に 関する法律 に係る事務 処理に関す ること 4 略	産 者 支 援 課	の農業の振 興に関する 事務			3 略
略					略				
生 産 者 支 援 課	農林水産業 の金融に関 する事務		1 略 2 法に基 づく災害資 金、融資希 望額及び特 別災害地域 について申 請すること 3・4 略	1 略 2 法に基 づく経営資 金及び事業 資金の融通 に伴う利子 補給及び損 失補償につ いて融資機 関と契約す ること 3 法に基 づく災害資 金の融資に 伴う利子補 給及び損失 補償費の補	生 産 者 支 援 課	農林水産業 の金融に関 する事務		1 略 2 法に基 づく経営資 金、事業資 金、融資希 望額及び特 別災害地域 について申 請すること 3・4 略	1 略 2 法に基 づく経営資 金及び事業 資金の融資 に伴う利子 補給及び損 失補償につ いて融資機 関と契約す ること 3 法に基 づく経営資 金及び事業 資金の融資 に伴う利子 補給及び損

改正前					改正後				
				<p>助金の交付申請をすること</p> <p>4 法に基づく<u>災害資金</u>の融資に伴う利子補給費及び損失補償費を配分すること</p> <p>5・6 略</p> <p>7 農業改良資金の償還に関すること</p> <p>8～22 略</p>					<p>失補償費の補助金の交付申請をすること</p> <p>4 法に基づく<u>経営資金及び事業資金</u>の融資に伴う利子補給費及び損失補償費を配分すること</p> <p>5・6 略</p> <p>7 農業改良資金等の償還に関すること</p> <p>8～22 略</p>
生産者支援課	農林水産業協同組合その他の関係団体に関する事務		<p>1～8 略</p> <p>9 森林組合の共済規程、信託規程、林地処分事業実施規程の設定の承認を取り消すこと</p>	<p>1～11 略</p> <p>12 <u>農業協同組合と当該組合の組合員との組合施設に係る専用契約を取り消すこと</u></p>	生産者支援課	農林水産業協同組合その他の関係団体に関する事務		<p>1～8 略</p> <p>9 森林組合の共済規程、信託規程、林地処分事業実施規程及び<u>森林経営規程</u>の設定の承</p>	1～11 略

改正前					改正後				
			10～16 略	<u>13～15</u> 略 <u>16</u> 森林組合の共済規程、信託規程及び林地処分事業実施規程の設定、変更及び廃止を承認すること <u>17</u> 森林組合の分担金徴収を許可すること <u>18～37</u> 略				認を取り消すこと 10～16 略	<u>12～14</u> 略 <u>15</u> 森林組合の共済規程、信託規程、林地処分事業実施規程及び森林経営規程の設定、変更及び廃止を承認すること <u>16</u> 森林組合の分担金徴収を認可すること <u>17～36</u> 略
生産者支援課	農業倉庫に関する事務			農業倉庫業の認可に関すること					
生産者支援	外食産業及び食品産業との連携に関する事務			1 食品産業との連携及び情報の収集に関する					

改正前					改正後				
授課				<u>ること</u> 2 <u>地域食品産業の振興に関すること</u> 3 <u>食品循環資源の再生利用等の指導に関すること</u>					
農産課	水田農業の振興に関する事務	略			農産課	水田農業の振興に関する事務	略		
	略					略			
農山漁村課	農業振興地域の整備に関する事務		1 ~ 4 略	1 <u>農用地区域内における開発行為の許可に関すること</u> 2 <u>特定利用権の設定等に関すること</u>	農山漁村課	農業振興地域の整備に関する事務		1 ~ 4 略	農用地区域内における開発行為の許可に関すること
農山漁村課	農地法に基づく許可等に関する事務		1 略 2 1件2ヘクタールを超える農地の転用に	1 <u>農地法の規定による農業会議への諮問に関すること</u>	農山漁村課	農地法に基づく許可等に関する事務		1 略 2 1件4ヘクタールを超える農地の転用に	

改正前					改正後				
			関すること 3 略	2 1 件 2 ヘクタール 以下の農地 転用の許可 に関するこ と				関すること 3 略	1 件 4 ヘク タール以下 の農地転用 の許可に関 すること
略					略				
道 路 課	道路の管理 に関する事 務	1 ~ 3 略	道路法第71 条の規定に より監督処 分を行うこ と	1 ~ 4 略 5 略	道 路 課	道路の管理 に関する事 務	1 ~ 3 略		1 ~ 4 略 5 道路法 第71条の規 定により監 督処分を行 うこと 6 略
略					略				
建 築 住 宅 課	建築に関す る事務		1・2 略	1 ~ 4 略 5 エネル ギーの使用 の合理化に 関する法律 の施行に関 すること (建築に関 する部分に 限る。) 6・7 略	建 築 住 宅 課	建築に関す る事務		1・2 略	1 ~ 4 略 5・6 略
略					略				

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。